現場代理人の常駐義務緩和について(概要)

工事現場に配置する技術者等の効率的な活用を図るため、現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて拡大するための見直しを行い、令和7年2月1日から新たに「山形市建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱い」を適用することとしましたので、その概要についてお知らせします。

1 現場代理人の常駐を要しない期間



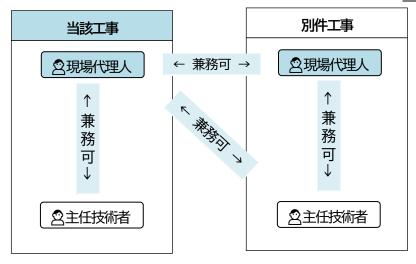
※常駐不要期間は他工事に同一の現場代理人を配置可能(請負金額の要件はありません。)

2 現場代理人の兼務が可能な要件

- 全ての要件に共通する事項
 - ・兼務する全ての工事について発注者の承認が必要
 - ・当該工事の現場代理人が現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置く
- ① 兼務する全ての工事が専任の主任技術者の設置を要しない場合 (請負金額4,500万円(建築一式は9,000万円)**未満の工事のみ**の場合)
 - ・施工箇所が山形市内
 - ・3件まで兼務が可能 (災害復旧工事を含む場合、その件数に応じ5件まで)
- ② 専任の主任技術者の設置を要する工事を含む場合 (請負金額4,500万円(建築一式は9,000万円) <u>以上の工事を含む</u>場合)
 - ・2件まで兼務が可能
 - 一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事
 - ・工事現場の相互の間隔が10km程度以内

①、②の場合のイメージ

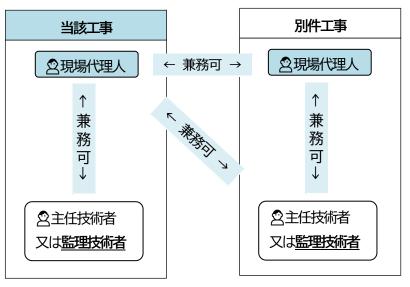
現場代理人(主任技術者兼務も可)又は主任技術者との兼務が可(監理技術者を配置した場合は適用外。)



- ③ 専任の主任技術者・<u>監理技術者</u>の設置を要する工事を含む場合(<u>②の場合を除く</u>) (請負金額4,500万円(建築一式は9,000万円) **以上の工事を含む**場合)
 - ・2件まで兼務が可能
 - 請負金額が1億円未満(建築一式は2億円未満)
 - ・現場間の移動時間が片道おおむね2時間以内(通常の移動手段による)
 - 下請次数が3次以内
 - 現場状況を音声・映像で確認可能な環境が整備
 - 人員配置等の計画書作成・保存
 - ・施工体制が情報通信機器により遠隔から把握可能
 - (※「監理技術者制度運用マニュアル」_監理技術者の専任特例と同じ要件)

③の場合のイメージ

現場代理人(主任技術者又は監理技術者兼務も可)、主任技術者又は監理技術者との兼務が可



■問い合わせ先■

山形市まちづくり政策部 住宅政策課 工事契約係 TEL023-641-1212 内462・463 山形市上下水道部 総務課 契約係

TEL023-645-1177 内 224·226

現場代理人(常駐義務不要・別件工事兼務)承認申請書【該当するものに〇印をつけて使用】

年 月 日

(宛先) 山形市長

山形市上下水道事業管理者

受 注 者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名

下記について、山形市建設工事請負契約約款第11条第3項の規定により、承認願います。 なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し安全管理及び工程管理に留意します。

記

	工	事	名	•	[エ	事】	
当	請負金額(税込)			〈請負金額						円(税込)〉			
	工事場所			地内									
該	工		期	F		年	月	日から	年	月	日まで		
	常駐義務不要(兼務) 承認申請期間				年	月	日から	年	月	日まで			
エ	常駐義務不要(兼務)												
#	承認申請の理由												
事	現場代理人・主任技 術者等の別			・現場代理人 ・現場代理人兼主任技術者又は監理技術者 ・主任技術者 ・監理技術者 (○印をつけること									
		所管課 注者)	1		部	課	連絡	·先TEL					
兼	工事名•			«							事》		
務別件工事	請負金額(税込)			〈請負金額						円(税込)〉			
	工事場所			地内									
	工		期			年	月	日から	年	月	日まで		
	現場代理人・主任技 術者等の別			・現場代理人 ・現場代理人兼主任技術者 ン ・主任技術者 ・監理技術者					術者又	は監理技術 (○印をつけ	者 †ること)		
	!	所管課 注者)	Į		部	課	連絡	先TEL					
兼					«							事》	
務	請負金額(税込)			〈請負金額						円(税込)〉			
別件工事	工事場所			地内									
	工		期			年	月	日から	年	月	日まで		
	現場代理人・主任技 術者等の別			・現場代理人 ・現場代理人兼主任技術者又は監理技術者 ・主任技術者 ・監理技術者 (○印をつけること)									
	!	所管課 注者)	Į		沿	課	連絡	先TEL					
											年	月	日

受注者氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形市長 (発注者)

 \bigcirc

上記について、承認します。しません。

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。
 - 2 発注者は、本申請の結果が決定した後、その決定を示した本書の副本を受注者に交付するものとする。
 - 3 発注者等が異なる場合は、双方の発注者からの承認があった旨の打合せ簿等の書面を添付すること。
 - 4 兼務別件工事が2件を超える場合は、適宜欄を追加すること。
 - 5 当該工事について、工事所管課が異なる場合は、提出先が所管する工事を記載し、工事 所管課が同一である場合は、新たに承認申請を行う工事を記載すること。
 - 6 建設業法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者を配置する場合に おいて、契約変更により請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となると きは、兼務が認められなくなることに注意すること。